

信濃川中流域の河川環境改善に係る提言

平成 21 年 3 月
信濃川中流域水環境改善検討協議会

はじめに

信濃川は、日本一の長さを誇る大河であり、その豊かな水の流れが自然の恵みをもたらすとともに、流域の社会経済活動を支えて来た。しかしながらその一方では、西大滝ダム及び宮中取水ダム地点での発電取水により、中流域において減水が生じ、河川環境が本来の姿から大きく変化しており、このため魚類の生息及び遡上降下が困難になるなど弊害も生じている。

このため、「信濃川中流域水環境改善検討協議会」では、平成 10 年度から平成 20 年度まで、信濃川中流域の減水区間（西大滝ダムから魚野川合流点まで）における河川環境について、試験放流を含め様々な調査を実施するとともに、減水区間で最低限確保すべき河川流量についての検討等を行ってきた。

本提言は、減水による河川環境への影響に関し、これまで学術的に検討した結果を踏まえ、今後の改善に向けての基本となる考え方を示したものである。河川環境が、かつての信濃川の姿に向けより望ましいものとなるためには、本提言における学術的な検討を踏まえつつ、多くの関係者による検討・取り組み等、河川環境と水利用の調和に向けた努力が今後も継続される必要がある。本協議会としても、引き続き河川環境に関わる調査・検討を行い、河川環境の改善が実現されるよう努めていくものとする。

— 提 言 —

信濃川中流域の減水区間では、西大滝ダム及び宮中取水ダム地点での発電取水により減水が生じ、河川環境が本来の姿から大きく変化しており、魚類の生息等が困難となっている。このため、減水区間を、かつての信濃川の姿に向けてより望ましいものとするべく、河川流量の確保及び河川構造物の適切な管理・改善に向けての取り組みを、多くの関係者の参画のもと行うべきである。

減水が生じている区間で確保することとなる河川流量は、関係者による望ましい河川環境の確保に向けての今後の取り組みを経て決まるものであるが、このときに、この河川流量が、少なくとも本協議会で学術的に検討された最低限確保すべき河川流量を下回らないようにするべきである。この最低限確保すべき河川流量とは、減水区間において、魚類の生息及び遡上降下が可能なものとする等のために最低限必要となる河川流量を示したものであり、これをもって減水が生じる前の信濃川の豊かな河川環境を再現することはできないことに留意する必要がある。

サケなどの魚類の遡上降下が円滑に行われるために、各施設管理者により宮中取水ダム及び西大滝ダムの魚道等の構造改善が行われるべきである。

今後も引き続き国が中心となってモニタリングを行い、河川環境の調査、及び河川環境をより望ましいものとするための取り組み状況等についての調査を継続し、毎年モニタリング内容を評価し、この評価を踏まえ、本協議会は必要に応じ新たな提言を行う。